

せいかつかいご
(生活介護)

さま い か りようしゃ しゃかいふくしほうじんおおさかふしゃかいふくしじぎょうだん
様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

みのおしりつ かやの い か じぎょうしゃ りようしゃ たい ていきょう
箕面市立いろはもみじ萱野（以下「事業者」という。）は、利用者に対し提供す

せいかつかいごじぎょう つぎ けいやく
る生活介護事業について、次のとおり契約します。

けいやく もくてき
(契約の目的)

だい じょう けいやく しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん
第1条 この契約は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するた

めのほうりつ りねん りようしゃ ゆう のうりょくおよ てきせい おう じりつ
めの法律の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した

にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな じぎょうしゃ こべつしえんけいかく もと
日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づ

りようしゃ たい ひつよう てきせつ おこな さだ
き利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

けいやくきかん
(契約期間)

だい じょう けいやく きかん ねん がつ にち はじ りようしゃ しょうがい
第2条 この契約の期間は、 年 月 日から始まり、利用者の障害

ふくし じゆきゆうしやしょう ゆうこうきかんまんりょう しゅうりょう
福祉サービス受給者証の有効期間満了をもって終了するものとします。ただ

けいやくゆうこうきげん かげつまえ りようしゃ じぎょうしゃ いっぽう い しひょうじ
し、契約有効期限1カ月前までに「利用者」「事業者」いずれか一方から意思表示

がないときは、この契約は、有効期限の翌日から1年間更新されたものとし、以後

どうよう
も同様とします。

こべつしえんけいかく
(個別支援計画)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしゃ お かんきょうおよ にちじょうせいかつぜんばん じょうきょうとう
第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等

つう りょうしゃ きぼう せいかつ かだいとう はあく おこな てきせつ しえんないよう けんとう
を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、

こべつしえんけいかく さくせい
個別支援計画を作成します。

2 事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明
し、文書により同意を得ることとします。

3 事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも

6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画

の変更を行います。変更については利用者又はその家族に説明をし、文書に
より同意を得ることとします。

(サービス内容)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしゃ こべつしえんけいかく もと べつし じゅうようじこうせつめいしょ
第4条 事業者は、利用者に個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」

に記載するサービスを提供します。

(利用料金)

だい じょう りょうしゃ べつし じゅうようじこうせつめいしょ きさい かいごきゅうふひ くんれんとう
第5条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する介護給付費・訓練等

給付費対象サービスに対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準によ

り算定した費用の額から介護給付費等の額を控除した額。「障害福祉サービス

受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額

となります。)を事業者に支払います。なお、介護給付費等の額については、事

ぎょうしゃ しちょうそん だいりじゅりょう
業 者 が市町村から代理受領いたしますので、利用者 が直接支払う必要はありません。

2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する介護給付費等の対象外サービスに対して、所定の料金を事業者 に支払います。

3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者 に対しサービスの内容及び料金について説明を 行い、利用者の同意を得ることとします。

りようりょう しはら ほうほう
(利用料の支払い方法)

だい じょう りようしゃ ぜんじょうだい こうおよ だい こう さだ がく ごうけいがく い か りようりょうきん
第 6 条 利用者は、前条第 1 項及び第 2 項に定める額の合計額(以下「利用料金」という。)を月ごとに事業者 に支払います。

2 事業者は、上記に係る請求書を、利用明細を添えて利用月の翌月 22 日までに利用者あてにお届け(郵送) します。

3 利用者は、請求があった利用料金について、請求月の 22 日までに下記のいずれかの方法により支払いただきます。

ア 利用者指定口座からの自動振替

イ 現金支払い

ウ 事業所指定口座への振り込み

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受け、利用者 に領収書を交付 します。

せいさんかつどう こうちん しはら
(生産活動と工賃の支払い)

だい じょう じ ぎょうしゃ こべつし えんけいかく せいさんかつどう ないよう さだ りようしゃ たい
第7条 事業者は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対

してせいさんかつどう きかい ていきよう
して生産活動の機会を提供します。

2 じ ぎょうしゃ せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ さぎょうじかん さぎょうりようとう かじゅう ふたん
事業者は、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が過重な負担
とならないようにはいりよ
配慮します。

3 じ ぎょうしゃ せいさんかつどう きかい ていきよう あ ぼうじんせつびまた しょうかせつび
事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の
せつち せいさんかつどう あんぜん おこな ひつよう てきせつ そ ち こう
設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じます。

4 じ ぎょうしゃ せいさんかつどう かか じぎょうしゅうにゆう ひつようけいひ こうじょ がく そうとう
事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当す
るこうちん せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ しはら
る工賃を生産活動に従事している利用者に支払います。

5 じ ぎょうしゃ しゅうろう きかい ていきよう あ さぎょう のうりつ こうじょう はか
事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図ら
れるよう、利用者のしょうがい しょうがい とくせいとう ふ くふう おこな
障 害の特性等を踏まえた工夫を行います。

せつめい ぎ む
(説明義務)

だい じょう じ ぎょうしゃ けいやく もと ないよう りようしゃ しつもんなど たい てきせつ
第8条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に
せつめい おこな
説明を行います。

あんぜんはいりよ ぎ む
(安全配慮義務)

だい じょう じ ぎょうしゃ ていきよう りようしゃ せいめい しんたい あんぜん
第9条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全
かくほ はいりよ
確保に配慮します。

きんきゅう じ えんじょ
(緊急時の援助)

だい じょう じ ぎょうしゃ りようしゃ びょうじよう きゅうへん しょう ばあい た ひつよう ばあい
第10条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合

は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

2 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

（身体拘束の禁止）

第11条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（秘密保持）

第12条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ることとします。

3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に利用者に関する情報を提供できるものとします。

（苦情解決）

第13条 利用者及びその家族は、事業者が提供するサービスに関して、い

つでも別紙「^{べっし}重要事項説明書」に^{きさい}記載する^{くじょううけつけまどぐち}苦情受付窓口^{くじょう}に^{もう}苦情を^た申し立てる
ことができます。

2 ^{じぎょうしゃ}事業者は、^{くじょう}苦情が^{もう}申し立てられた^た場合、^{ばあい}速やかに^{すみ}事実関係を^{じじつかんけい}確認し、^{かくにん}改善
^{ひつようせいおよ}の必要性及び^{ほうほうとう}その方法等について、^{りようしやまた}利用者又は^{かぞく}家族に^{ぶんしょ}文書で^{ほうこく}報告します。

3 ^{じぎょうしゃ}事業者は、^{りようしやおよ}利用者及び^{かぞく}その家族が^{くじょう}苦情を^{もう}申し立てた^たことを^{りゆう}理由として、
^{りようしや}利用者に対し、^{たい}不利益となる^{ふりえき}ような^{たいおう}対応はしません。

(^{けいやく}契約の^{しゅうりょう}終了)

^{だい}第14条 ^{じよう}利用者は、^{りようしや}30日以上^{にちいじよう}の^{よこくきかん}予告期間を^{ぶんしょ}おいて^{じぎょうしゃ}文書で^{つうち}事業者^に通知す
ることにより、この^{けいやく}契約を^{かいじょ}解除することができます。

2 ^{ぜんこう}前項にかかわらず、^{じぎょうしゃ}事業者が^{つぎ}次の^{かくごう}各号に^{がいとう}該当する^{こうい}行為を^{おこな}行った^{ばあい}場合には、
^{りようしや}利用者は^{けいやく}ただちにこの^{かいじょ}契約を^{かいじょ}解除することができます。

(1) ^{じぎょうしゃ}事業者が^{せいとう}正当な^{りゆう}理由なく^{けいやく}契約に^{さだ}定める^{しょうがいふくし}障害福祉サービス^{じっし}を実施しな
^{ばあい}い場合

(2)

^{じぎょうしゃ}事業者が^{だい}第12条に^{じよう}定める^{さだ}(^{ひみつ}秘密保持)^ほに^{いはん}違反した^{ばあい}場合

(3) ^{じぎょうしゃ}事業者が^{しゃかいつうねん}社会通念に^{いつだつ}逸脱する^{こうい}行為を^{おこな}行った^{ばあい}場合

(4) ^た他の^{りようしや}利用者が^{りようしや}利用者の^{せいめい}生命・^{しんたい}身体・^{ざいぶつ}財物・^{しんよう}信用を^{きず}傷つけた^{ばあい}場合もしくは
^{きず}は^{おそ}傷つける^{ばあい}恐れがある^{じぎょうしゃ}場合において^{じぎょうしゃ}事業者が^{できせつ}適切な^{たいおう}対応を^{ばあい}とらない^{ばあい}場合。

3 ^{じぎょうしゃ}事業者は、^えやむを得ない^{じじよう}事情がある^{ばあい}場合には、^{りようしや}利用者に対し、^{たい}30日間^{にちかん}の
^{よこくきかん}予告期間を^{りゆう}おいて^{しめ}理由を示した^{ぶんしょ}文書で^{つうち}通知することにより、この^{けいやく}契約を^{かいじょ}解除

することができます。

- 4 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が事業者に支払うべきサービスの利用料金を2ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
- (4) 契約者がこの契約をし難いほどの背任行為を行ったと認めた場合。
- (5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- (7) 利用者が死亡した場合。

（損害賠償）

第15条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

きょうぎじこう
(協議事項)

第16条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、

事業者は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための

法律等の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のう

え、各1通を保有するものとします。

けいやくていけつ び
契約締結日

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じ ぎょうしゃめい
事業者名

しゃかいふく しほうじんおおさかふしゃかいふく しじぎょうだん
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

じ ぎょうしゃじゅうしょ
事業者住所

みの おし はくしまさんちようめ ばん ごう
箕面市白島三丁目5番50号

だいひょうしゃめい
代表者名

りじちよう ゆき まつ ひで あき
理事長 行 松 英 明

とくべつよう ごろうじん はくしまそう
特別養護老人ホーム白島荘

そうちょう むら やま ひろし いん
荘長 村 山 洋 印

けいやく さだ せいかつかいご たんとう じぎょうしょ かん きさい
○この契約に定める生活介護サービスを担当する事業所に関する記載

じ ぎょうしょめい
事業所名

みの おし りつ かやの
箕面市立いろはもみじ萱野

じぎょうしょしょざいち
事業所所在地

みの おし
箕面市萱野4丁目12番1号地

かんりしや つじ み な こ
管理者 辻 美奈子

りようしや
利用者

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

いん
印

だいにりにん
代理人

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

いん
印

つづき がら
続 柄